

平成 23 年度 さっぽろ元気企業販売力強化事業 公募要領

1 事業目的

本事業は、優れた製品・技術・サービスを持ちながら、販売力が不足している市内中小企業に対して、適切な販売戦略に基づいた販路拡大支援を行うことにより、市内中小企業の売上増加に貢献するとともに、民間企業間同士の自発的な連携を活性化させ、地域経済の持続的な発展を図ることを目的とします。

2 事業内容

優れた製品・技術・サービスを持ちながら、販売力が不足している市内中小企業と、適切なパートナー企業が連携して販路拡大を目指す際に、その販売促進費等を補助します。

3 支援対象者

本事業の補助を受けることのできる者は、補助対象事業を行う支援対象企業及びパートナー企業とします。ただし、支援対象企業とパートナー企業が連結決算により利益を計上している場合を除きます。

また、補助の申請に当たっては、パートナー企業と支援対象企業が連名で、申請していただきます。なお、申請代表者はパートナー企業といたします。

(1) パートナー企業の要件

以下の要件を満たす企業で支援対象企業の販売促進活動を支援できる企業とします。

ア 事業申請時点において、札幌市内に事業拠点を持ち、かつ札幌市内に常勤雇用者を配置し、札幌市内で事業活動を実施していること。

イ 事業実施期間中、札幌市内に事業拠点を持ち、かつ札幌市内に常勤雇用者を配置し、継続的に札幌市内において事業活動を実施することを約することが出来ること。

ウ 事業終了後も、札幌市内に事業拠点を持ち、かつ札幌市内に常勤雇用者を配置し、継続的に札幌市内において事業活動を実施する予定であること。

【パートナー企業のイメージ】

広告代理店、商社、コンサル、ベンチャーキャピタル 他

(2) 支援対象企業の要件

以下の要件を満たす企業で、優れた製品・技術・サービスを持つ企業とします。

ア 事業申請時点において、札幌市内に本社を持ち、かつ札幌市内に常勤雇用者を配置し、札幌市内で事業活動を実施していること。

イ 事業実施期間中、札幌市内に本社を持ち、かつ札幌市内に常勤雇用者を配置し、継続的に札幌市内において事業活動を実施することを約することが出来ること。

ウ 事業終了後も、札幌市内に本社を持ち、かつ札幌市内に常勤雇用者を配置し、継続的に札幌市内において事業活動を実施する予定であること。

エ 申請時点において、中小企業基本法第2条に定める中小企業であること。

オ 事業の対象となる製品・技術・サービスについて、事業実施年度を含めてから6年間、札幌市へ売上高等報告ができること。なお、報告については、支援期間中必要に応じて報告が出来ること及び支援終了後速やかに報告が出来ること。

4 対象分野

(1) 産業振興ビジョンにおける重点分野

食分野、観光分野、健康・福祉分野、環境分野

(2) 震災関連分野

防災及び震災後の経済や住民生活の復興に寄与する事業等

(3) その他の分野

本事業目的達成のため、優れた申請内容と判断されるもの

5 補助対象経費

本事業実施に係る経費のうち以下のものとします。

- (1) 販売促進費及び広告宣伝費
- (2) 人件費（事業総額の1/2以内）
- (3) コンサルタント等へ支払う経費
- (4) 旅費交通費
- (5) その他、本市が必要と認める経費

6 補助率及び補助額

- (1) 補助率 補助対象経費の1/2以内
- (2) 補助額 150万円以内
- (3) 支援案件 10案件
- (4) 支払い方法

ア 補助金の支払いにあたっては、申請代表者（パートナー企業）名で、本事業の専用口座を作成いただきます。

イ 本市からの補助金の支払いは、パートナー企業からの請求に基づき、前述の口座に対して行います。

ウ 補助金の精算には領収書等の添付が条件になります。旅費については実費とし、支払いが確認できる書類及び日程表等の添付が必要となります。人件費については、計算の基となる給与単価、出勤表、給与の支払いが確認できる書類等の提出が必要となります。

エ 支出の確認できない経費に対する支払いは出来ません。

7 申請書類

(1) 補助金交付申請書（様式 1）

(2) 事業計画書（様式 2）

全 6 ページ以内とすること。また別途製品パンフレット等補足資料がある場合は、それも添付すること。

記載に当たっては以下の点に留意の上、記載すること。

①申請内容の商品・技術サービスに関して、どのような流通経路を経て、どのような販売を行うかについて、具体的に想定される企業名を記載し、現実的に実施可能か否かを判断できるよう留意すること。

②昨今の震災や経済情勢を踏まえて、実現可能な事業計画とすること。

③売上計画については、最低限、対象商品・技術・サービスについて直近 1 年間分の月毎の売上高を記載するとともに、事業実施期間中の月毎の売上高計画を記載すること。

(3) パートナー企業概要（様式 2-1）

(4) 支援対象企業概要（様式 2-2）

(5) 収支予算書（様式 3）

※上記（1）～（5）については公式ホームページより様式をダウンロードし、記載して下さい。

(6) 支援対象企業及びパートナー企業の商業登記簿謄本

申請日から遡って 3 ヶ月以内のもので、申請日時点での内容と相違のないもの。

(7) 支援対象企業及びパートナー企業の過去 2 年間の決算関係書類

過去 2 年間の決算関係書類がない場合は、別に会社の経営状態の分かる書類を提出すること。

(8) 支援対象企業及びパートナー企業の直近の市税の納税証明書

直近の市税の納税証明書が「札幌市」のものではない場合は、該当市町村のものを提出すること。

(9) その他、市長が必要と認めるもの

必要に応じて、本市より、提出を指示する場合があります。

8 公募期間

平成 23 年 6 月 1 日（水）～平成 23 年 7 月 1 日（金） 17：00 必着

9 審査及び採択の流れ

(1) 審査の方法

公募ののち、書類審査及び面接審査の 2 段階を経て、採択案件を決定いたします。

ア 書類審査（平成 23 年 7 月中旬）

審査基準に則り、上位 20 案件を選定いたします。平成 23 年 7 月中旬を目処に、書

類審査結果通知を公募全社に送付いたします。

イ 面接審査（平成 23 年 8 月上旬）

書類審査を通過した 20 案件について、プレゼンテーション及び質疑応答により上位 10 案件を選定いたします。

平成 23 年 8 月 10 日（水）を目処に、面接審査結果通知を面接審査全社に送付いたします。

ウ 補助対象事業実施（平成 23 年 9 月 1 日（木）～平成 24 年 2 月 29 日（日））

(2) 審査基準

ア プロモーション戦略の妥当性

イ 実行手法の妥当性

ウ 提案製品・技術・サービスの成長性

エ 事業終了後の販売戦略の継続性

オ 事業実施の必要性

カ 法規等遵守

※「4 対象分野」のうち(1)(2)に該当する申請については、一定点数を上乗せする。

10 実績報告

支援終了後、平成 24 年 3 月 30 日（金）までに、収支決算書（様式 9）、事業実績報告書（様式 10）に必要な書類を添えて提出してください。

11 注意事項

- (1) 補助が決定した案件については、実施期間中、毎月末に進捗状況を報告していただきます。
- (2) 補助が決定した案件については、当該年度を含め 6 年間、本事業に係る売上高等の事業成果を本市に報告していただきます。
- (3) 補助が決定した案件については、事業終了後開催を予定している外部成果報告会において、売上高等をはじめとした事業成果について報告していただきます。
- (4) 補助対象事業の実施概要及び数値成果等を、本市ホームページ等で公表する予定ですのでご了承ください。

11 公募申込先

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所 15F

札幌市経済局産業振興部産業振興課 担当 本多／紺

T E L 011-211-2372